

小規模保育事業野の花保育園 重要事項説明書

特定地域型保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

| | |
|--------|----------------------------------|
| 事業者の名称 | 特定非営利活動法人 むくの木 |
| 所在地 | 川崎市川崎区田町2-10-6 |
| 連絡先 | 電話 044-266-1900 Fax 044-266-1918 |
| 代表者氏名 | 八手 僚子 |

2 施設概要

| | |
|----------|----------------------------------|
| 施設の種類 | 小規模保育事業 |
| 施設の名称 | 野の花保育園 |
| 施設の所在地 | 川崎市川崎区田町2-10-6 |
| 連絡先 | 電話 044-266-1900 Fax 044-266-1918 |
| 施設長(管理者) | 熊谷 操 |
| 受入年齢 | 生後43日～3歳未満 |
| 利用定員 | 乳児(0歳) 6人 1歳児 6人 2歳児 6人 ※ |
| 開設年月日 | 平成27年4月1日 |
| 事業所番号 | 1413052000498 |

※川崎市と相談の上定員数が変動する事がございます。

3 施設の目的及び運営の方針

熊谷乳児園(以下「当園」という。)は、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例(平成26年川崎市条例第99条、以下「条例」という。)に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育室における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 施設・設備の概要

| | | | |
|----------|---|------------|--------------------------|
| 敷 地 面 積 | 2 5 4 . 8 8 m ² | | |
| 施設の構造・規模 | 木造二階建ての 1 階 延床面積 9 3 . 9 0 m ² | | |
| 設 備 | 保 育 室 | 3 室 | 6 0 . 7 3 m ² |
| | 調 理 室 | 1 室 | 6 . 2 1 m ² |
| | ト イ レ | 1 個 | |
| | そ の 他 | 火災報知器及び消火器 | 有 |
| 園 庭 | 1 0 6 m ² | | |

5 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種 | 員数 | 職務内容 |
|----------|-----|-----------------|
| 施設長（管理者） | 1 人 | 保育室の統括、保護者の育児相談 |
| 保育士 | 6 人 | 保育業務、保護者の育児相談 |
| 栄養士（調理員） | 1 人 | 給食全般、食育、栄養相談 |
| その他 | 2 人 | 事務全般、用務 |

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時00分から18時00分の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します。

*時間外保育の利用にあたっては、保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります。（ご家族の習い事・兄弟姉妹の学校行事・買い物等は、やむを得ない理由には該当出来かねます。）

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。(ご家族の習い事・兄弟姉妹の学校行事・買い物等は、やむを得ない理由には該当出来かねます。)

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 施設内調理による給食の提供

(3) 延長保育の実施

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担額（支給認定保育料）をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、振り込みとなります（振込手数料はご負担ください）。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定地域型保育の実施について利用調整を受けた後、必要な事項を記載した書面による利用契約の締結をもって開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが満3歳に達した後、最初の3月31日を経過したとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘴託医

当園は、以下の医療機関と嘴託医契約を締結しています。

(1) 内科

| | |
|---------|---------------|
| 医療機関の名称 | 昭和医院 |
| 医師名 | 田添 貴史院長 |
| 所在地 | 川崎市川崎区出来野7-20 |
| 電話番号 | 044-288-3381 |

(2) 歯科

| | |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | ひやま歯科クリニック |
| 歯科医師名 | 檜山雄彦院長 |
| 所在地 | 川崎区昭和2-9-7 |
| 電話番号 | 044-299-2330 |

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定地域型保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡するとともに、嘱託医、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

| | |
|--------|---|
| 受診医療機関 | 医療機関名：AOI国際病院 診療科：小児科、内科、外科、整形外科他 所在地：川崎区田町2-9-1 電話番号：044-277-5511 |
|--------|---|

13 非常災害対策

| | | | | |
|----------|----------------------------|---|-------|---|
| 非常時の対応 | 別途定める災害対応マニュアル等により対応いたします。 | | | |
| 避難・備蓄用品 | ・避難用バッグ | 有 | ・食糧 | 有 |
| | ・ミネラルウォーター | 有 | ・懐中電灯 | 有 |
| | ・非常用電源 | 無 | ・毛布 | 有 |
| 緊急時の伝言方法 | 緊急時災害用伝言ダイヤルを用います。 | | | |
| 避難場所 | 殿町小学校（川崎区殿町1-17-19） | | | |

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|--------|--|
| 当園相談窓口 | ・苦情受付担当者 ・苦情解決責任者 熊谷 操 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。 |
| 第三者委員 | |

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|----------------------------|
| 保険の種類 | 損保ジャパン賠償保険 |
| 保険の内容 | 対人賠償 1億円まで 対物賠償 100万円まで |

17 連携施設

当園では、次の施設と連携施設に関する契約を締結しております。

| 施設名称 | 連携内容 |
|---------|---|
| つめくさ保育園 | ・交流保育及び保育の適切な実施にあたっての相談・助言 ・嘱託医による合同健康診断 ・満3歳の4月以降の転園先として枠を確保 ・合同保育の実施 |

18 その他利用にあたっての留意事項

| 禁止・制限事項 |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ベビーカー置き場、駐車場、駐輪場はありません。 (送迎の一時的な駐車、駐輪はのぞきます)・ヘルメット、おんぶ紐、傘、レインコート等はお預かりできません。・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がに限り、投薬は行いません。・他の利用者に対するいっさいの宗教活動、政治活動及び営利活動はおやめください。 |

別表

| 受領する費用の種類 | 支払を求める理由 | 金額 |
|-----------|---|-----------------------------------|
| 延長保育料 | 延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの | 利用する延長保育時間 30分につき 月額 1,000円 |
| おやつ代 | 延長利用時にご負担いただくもの | 月額 1,500円 |
| 連絡票ファイル代 | 入園時、または破損時にご負担いただくもの | 1冊 400円 |
| レンタル布団代 | 午睡時用のレンタル布団代として 実費でご負担いただくもの ※毎年4月の保育料と合わせてご請求致します。 | 年額 6,000円 |
| レンタル布団交換代 | 布団の交換が必用になった際に 実費でご負担いただくもの | 1回 770円 |
| レンタル布おむつ代 | 布おむつの利用に際しレンタル布 おむつを申し込んだ場合に実費で ご負担いただくもの | 月額 7,700円 |

令和 年 月 日

園名：小規模保育事業所 野の花保育園
説明者氏名：管理者 熊谷 操 印

〔保護者控〕

私は、本書面に基付き、重要事項の説明を受け、あらかじめ、野の花保育園の特定地域型保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：
保護者氏名： 印
児童氏名
児童から見た続柄

保育園控

私は、本書面に基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、野の花保育園の特定地域型保育の提供の開始について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所 :

保護者氏名 :

印

児童氏名 :

児童から見た続柄 :

緊急連絡先 (緊急時は上から順番に連絡いたします)

| 続柄 | 連絡先 (勤務先、携帯、祖父母の家、等) | 電話番号 |
|----|----------------------|------|
| | | |
| | | |
| | | |